

18 平成21年10月27日申請（平成21年（争）第2号）（接続に関する費用負担）

（1）経過

| | |
|--------|---|
| 平成21年 | |
| 10月27日 | 有限会社ナインレイヤーズ（以下「ナインレイヤーズ」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2）） |
| 29日 | 委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。 |
| 平成22年 | |
| 1月7日 | ナインレイヤーズが、申請の取下げ。（⇒（3）） |
| 14日 | 委員会から、NTT西日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。 |

（2）申請における主な主張

ナインレイヤーズは、NTT西日本のダークファイバ及び地域IP網と自社のネットワークを接続することにより、高知IX（インターネット接続）サービス等を提供している。

平成21年5月、NTT西日本より、NTT西日本の接続約款第77条の3第1項第4号の「別に定める基準」に該当するとして、債権保全措置（新規利用分のダークファイバについては最低利用期間（1年分）の担保、既存利用分については4ヶ月分の担保）を求められた。

ナインレイヤーズは、昨年より決算状況が良くなっており、当該債権保全措置は不要と考えたと主張し、NTT西日本と協議を行ったが、NTT西日本より、信用調査会社の評価は開示できないとの回答を受けたこと等により、協議が不調となったことから、当該債権保全措置の要否について、あっせんを申請する。

（3）あっせん申請取下げ

あっせん申請後、再度の当事者間の協議を平成21年11月に行い、ナイ

ンレイヤーズは、最新の財務諸表をN T T西日本に提出し、N T T西日本は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。その結果、N T T西日本より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡がナインレイヤーズにあった。このため、ナインレイヤーズは、平成22年1月にあっせんの申請を取り下げ、あっせんをしないこととなった。